

令和３年度第１回守口市人権尊重のまちづくり審議会

日 時：令和３年12月14日（火） 午前９時40分～同11時20分

場 所：守口市役所 地下１階 中部エリアコミュニティセンター
会議室１・２

出席者：家原まゆみ委員 中道久美子委員 榎井縁委員
宮前千雅子委員 笠藤歩委員 木村孝司委員
田口淑子委員 砂原嘉夫委員 水野奈津美委員
木村剛久委員 加藤昌代委員 高橋義信委員
高島賢委員 小鍛冶宗親委員
（以上14名）

欠席者：石井淳子委員

事務局：多田市民生活部長
佐藤市民生活部次長
塔本人権室長
松岡人権室課長代理
三宅子育て世代包括支援センター主任
五反田地域福祉課課長代理
西尾障がい福祉課主任
瀬尾健康福祉部付次長兼高齢介護課長
登野城学校教育課主任

会議の次第

- １ 開会
- ２ 市長挨拶
- ３ 委員紹介
- ４ 事務局紹介
- ５ 審議会の公開について
- ６ 会議録について
- ７ 会議の進め方について
- ８ 守口市人権行政基本方針の進捗状況について
- ９ その他

審議内容

- １ 開会

2 市長挨拶

3 委員紹介

(議会選出委員の交代を報告)

4 事務局紹介

(人事異動の報告)

5 審議会の公開について

(傍聴者なし)

6 会議録について

○議長 会議録の作成及びその取扱いについて事務局から説明をお願いします。

○事務局 内容を要点筆記したものを各委員に配布し、ご確認いただいた上で確定し、記録内容を証するため、会長と副会長にご署名をお願いして、原則公開と考えています。

公開の方法は、発言者の氏名、署名部分を除き、市のホームページに原則公開したいと考えています。

○議長 ご質問ございますか。

(質問なし)

7 会議の進め方について

○議長 事務局から説明をお願いします。

○事務局 今年度の審議会の回数は1回を予定しています。

本市では、守口市人権尊重のまちづくり審議会において委員の皆様方から貴重なご意見を頂戴し、人権を取り巻く状況の変化や新たな人権課題に対応した「守口市人権行政基本方針（改訂版）」を本年2月に策定したところです。

この方針に基づき、「すべての人の人権が尊重され、安全で安心して暮らせるまち守口」の実現に向けた人権尊重の視点に立った行政各般の施策を推進していく中で、より実効性のある施策とするためには、その現状や今後の方針について、専門的見地から検証していただき、ご意見を賜りたいと存じます。

そのご意見をもとに今後の人権行政の施策の参考とさせていただきたいと考えています。

○議長 何かご質問はありますか。

(質問なし)

8 守口市人権行政基本方針の進捗状況について

○議長 事務局から説明をお願いします。

○事務局 資料①をご覧ください。

No.1「全般的な人権課題」として、人権侵害を受け、又は、受けるおそれのある市民が自ら課題を解決することができるように、専門知識を有する相談員が面談及び電話による相談において事案に応じた適切な助言や情報提供などを行っています。

面談及び電話による相談は毎週月・水・金の午前9時から正午まで、電話による相談は毎月第2・第4金曜日の午後5時から午後8時までとなっています。

その他、ヒューマンライツ・フェスティバル等のイベント等でも特設相談を設置し、人権侵害を受け、又は、受けるおそれのある市民を支援しています。

今後も、事業のPRを行い相談件数の増加につなげてまいります。

No.2「全般的な人権課題」として、人権週間期間中の12月4日に広く市民に対して人権意識を高揚するため、ヒューマンライツ・フェスティバル2021を開催し、「市内小・中学生等による人権啓発標語の入選者表彰式」「イタリア生活文化交流協会の松本城洲夫氏とアンサンブル・サビーナによるトーク&コンサート」「市民人権なんでも相談所開設」を実施し、245人の方々にご参加いただきました。

また、「人権週間」において、市庁舎前大型ディスプレイで人権週間の啓発に努めました。

なお、「京阪守口市駅前付近での街頭啓発」は中止としました。

今後も、事業のPRを行い参加人数の増加につなげてまいります。

No.3「全般的な人権課題」として、「憲法週間」に関するパネルを人権啓発コーナーに掲示し、その啓発に努めました。

今後も引き続き継続してまいります。

No.4「全般的な人権課題」として、SDGsと人権について職員の人権意識の向上を図ることを目的とし、職員研修を実施する予定です。

これまで、職員の人権研修については市職員を講師として実施していましたが、今年度から予算化し、外部講師をお招きすることで、より質の高い研修を実施してまいります。

研修テーマを毎年変更し今後も効果的に行ってまいります。

No.5「女性の人権課題」として、女性の自立に向けて、男女間における暴力や子育て・介護の問題など女性が抱える悩みの相談に応じるため、女性問題専門カウンセラーによる女性悩みの相談を実施しています。

この相談は、休日を除く第1から第4火曜日までの午後1時から午後4時まで実施しています。

今後も、事業のPRを行い相談件数の増加につなげてまいります。

No.6「女性の人権課題」として、男女共同参画社会への理解を深めることを目的に、DVへの理解や暴力の再生産をさせないための課題、自尊心の回復、男性も女性もコミュニケーション能力を高め合える男女共同参画社会の実現に向けての課題などを市民にわかりやすく問題提起して考えていただくため、性善寺住職の柴谷宗

叔氏による「性的マイノリティと人権」について広報誌に5カ月掲載しました。

今後も引き続き継続してまいります。

No.7「女性の人権課題」として、男女共同参画社会について市民等の意識向上を図るとともに、男女共同参画社会の実現を目指して女性と男性が共に生き生き伸び伸び暮らすための能力を身につけることを目的に、守口市人権協会・大阪国際大学共催で「もりぐちeセミナー」を4回開催しました。

なお、今年度からオンラインを利用した講座も開催しました。

今後も、事業のPRを行い参加人数の増加につなげてまいります。

No.8「女性の人権課題」として、男女共同参画基本法の目的及び基本理念に関する理解を深めることを目的に、男女共同参画週間において、本週間の周知や映画「火火」の上映会を行いました。

今後も事業のPRを行い参加人数の増加につなげてまいります。

No.9「女性の人権課題」として、11月12日から25日までの「女性に対する暴力をなくす運動」期間において、市庁舎前大型ディスプレイやポスター掲示で同運動の啓発に努めました。

今後も、引き続き継続してまいります。

No.10「女性の人権課題」として、4月1日から30日までの「若年層の性暴力被害予防月間」において、庁舎1階人権啓発コーナーにポスターを掲示し啓発に努めました。

また、デートDV被害予防のため、市内4高校の1年生にリーフレットを配布したほか、大阪国際大学にリーフレットを配架しました。

No.11「女性の人権課題」として、「男女共同参画社会の実現をめざして」をテーマとした職員人権研修を実施する予定です。

No.12「子どもの人権課題」として、全ての教科・領域等を含めた日々の教育活動の中で一人一人の児童生徒を大切にするとともに、学校教育活動全体を通して人権意識の醸成と人権教育の充実を図ることを目的に、教職員の研修を実施しています。

今後も引き続き継続してまいります。

No.13「子どもの人権課題」として、一人一人の子供が人間として生きることを尊重されるよう児童虐待防止の啓発を行うことを目的に、11月の児童虐待防止推進月間に広報誌で周知し、市内小学生と認定こども園児には児童虐待啓発用ティッシュを、中学1年生にはリーフレットとクリアファイルを、中学2年・3年生にはリーフレットを配布したほか、市民向け研修と主任児童委員向け研修を実施しています。

今後も、引き続き継続してまいります。

No.14「高齢者の人権課題」として、認知症高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう認知症の理解を深めることを目的に、定期的に認知症サポーター養成講座を実施しています。

今後も認知症になっても住み慣れた地域で「安心してすごせるまち守口」を目指し、認知症サポーター数の増加に向け取り組んでまいります。

No.15「障害のある人の人権課題」として、理解促進研修・啓発事業を活用し、様々な障がい特性及び障がいのある人への理解を広めることを目的に、小・中学校

や一般市民等向けに講座や講演会を開催しています。

今後も若年層のうち特に中高生への理解促進や啓発について、教育関係機関とも連携し、効果的な方策を検討し取り組んでまいります。

No.16「同和問題・部落問題の人権課題」として、同和問題をテーマとした職員人権研修を実施する予定です。

職員の人権研修については、市職員を講師として実施しておりましたが、今年度から予算化し、外部講師をお招きすることで、より質の高い研修を実施してまいります。

研修テーマを毎年変更し、今後も効果的に行ってまいります。

No.17「同和問題・部落問題の人権課題」として、同和問題についての啓発に努めることを目的に、部落差別解消法と大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例についてのポスターを常時掲出するとともにパンフレットの配布を行っています。

No.18「外国人の人権課題」として、在住外国人とともに暮らしていけるまちづくりを目指すことを目的に、「ヘイトスピーチ、許さない！」のチラシを人権室前において随時配布するとともに、ポスターを庁舎1階人権啓発コーナーに掲示し啓発に努めています。

No.19「性的指向・性自認の人権課題」として、正しい理解の促進と偏見や差別の解消に努めることを目的に、L G B T交流会やL G B Tに特化した人権相談を実施しました。

今後も引き続き継続してまいります。

No.20「アイヌの人々の人権課題」として、人としての尊厳が損なわれず、様々な不利益を受けることがない社会づくりを目的に、職員人権研修で周知したほか、人権相談、女性のための悩み相談などの相談窓口の開設とその周知を機会あるごとに行いました。

No.21「H I V感染症等の人権課題」として、人としての尊厳が損なわれず、様々な不利益を受けることがない社会づくりを目的に、新型コロナウイルス感染症に関する人権侵害をなくすため、庁舎1階において差別防止D V Dの放映とパンフレットの設置を行いました。

また、ハンセン病を正しく理解する週間において、人権啓発コーナーにハンセン病回復者等に関するパネルを掲示しました。

今後も引き続き継続していきます。

No.22「刑を終えて出所した人の人権課題」として、人としての尊厳が損なわれず、様々な不利益を受けることがない社会づくりを目的に、刑を終えて出所した人などの人権課題が盛り込まれた大阪府発行の「ゆまにてなにわ」を人権研修時に活用しました。

今後も引き続き継続していきます。

No.23「刑を終えて出所した人の人権課題」として、更生保護を担う保護司で組織される「守口地区保護司会」に対し、毎年補助金を交付しその活動を支援しました。

今後も継続して、「守口地区保護司会」に対し、補助金を交付することによって、

今後も活動を支援していきます。

No.24「ホームレスの人権課題」として、人としての尊厳が損なわれず、様々な不利益を受けることがない社会づくりを目的に、ホームレスなどの人権課題が盛り込まれた大阪府発行の「ゆまにてなにわ」を人権研修時に活用しました。

今後も引き続き継続していきます。

No.25「犯罪被害者等の人権課題」として、人としての尊厳が損なわれず、様々な不利益を受けることがない社会づくりを目的に、犯罪被害者連絡会議に参加し、関係機関と情報交換を行いました。

また、犯罪被害者等支援に関する情報収集を行い人権室において随時配布しています。

今後も引き続き継続していきます。

No.26「北朝鮮当局によって拉致された被害者等の人権課題」として、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題に関する啓発に努めることを目的に、12月10日から16日までの「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」に市役所1階ロビーのテレビを利用し、アニメ「めぐみ」や「拉致被害者御家族ビデオメッセージ」のほか、政府のパネルなどを現在放映中です。

また、拉致問題の解決を願う気持ちを込め、現在、ブルーリボンを市管理職職員が着用するとともに、市民向けに庁舎1階で配布しています。

また、若年層への啓発のために政府が実施した北朝鮮人権侵害問題啓発週間作文コンクールの入選作品集を庁舎1階で掲示や配布を行っています。

また、随時、北朝鮮拉致問題のチラシも掲示や配布を行っています。

今後も引き続き継続していきます。

No.27「インターネットによる人権侵害の人権課題」として、差別事象や誹謗中傷による人権侵害に対する適切な対応を目的に、インターネットによる人権侵害などの削除要請について研究し、必要に応じて大阪法務局との連携体制を取ることとしています。

今後も引き続き継続していきます。

以上が令和3年度守口市人権行政基本方針の主な取組の実施状況のご説明です。

○議長 取組についてご意見をいただきたいと思います。

○委員 施策の具体的実施状況・予定と課題等（開催回数/件数/参加者数等）の項目について、実施状況の表記が統一されていません。

人権行政施策推進に向けて、各項目を予定・実績・評価に分けてお示しするなど、PDCAサイクルを取り入れることが望ましいと感じました。

○委員 今後の方針の項目について「相談件数の増加につなげる」という表記が多いため、開催された事業の成果が上がっていない印象を受けました。

また、守口市のホームページでは、人権に関する施策が検索しづらい印象を受けていますので、円滑に相談窓口が検索できるよう改善が必要だと思います。

○委員 No.13について、近年、子供の虐待が社会問題になっており、大きなテーマであると思いますが、資料によると、その扱いが軽く感じます。

具体的な施策としては、リーフレットの配布のほか、親や一般市民に対する啓発を真剣に考える必要があると思います。

他市では、市民主導で児童虐待の映画を放映する計画があります。

守口市としても、予算化した上で上映会を行い意識を高めることも必要だと思います。

No.23について、守口市は犯罪が減少傾向にあり、大きな問題になっていませんが、犯罪予防活動についても表記していただきたいと思っています。

○事務局 例年、守口市駅前で一般市民向けの啓発を行っていますが、今年度と昨年度は、コロナ禍の影響により自粛している状況です。

来年度以降、コロナの状況が落ち着いてきましたら、一般市民向け啓発活動も行っていきたいと思っています。

○委員 守口市の公式LINEを活用すれば、より周知や啓発が推進されると思います。

また、外部講師を活用した職員研修は、今後、人権意識を更に高めていただくとともに、それによる効果が市民に還元されるように取り組んでいただきたいと思います。

○委員 現状においてPR不足を感じます。

○委員 人権啓発は、インターネット、SNS等デジタルを活用した啓発を推奨されているが、人権施策は、アナログで人を通して学ぶことも重要であると思います。

○委員 No.14について、認知症サポーター養成講座は、高齢者も多く受講し、銀行やスーパー等様々なところで講座を開催しておりますが、今後は更に開催場所を拡大していただきたいと思います。

また、高齢者の人権に関しては、詐欺被害も増加傾向にあり、消費生活センター等と連携し、高齢者が安心して暮らすことができる支援を充実していただきたいと思います。

○委員 高齢者の人権については、虐待もあります。

身体的虐待、心理的虐待、金銭虐待などが介護施設や家庭内でも生じています。

コロナ禍で研修・啓発活動が難しいと思いますが、多くの方に高齢者の人権について周知していただきたいと思います。

○委員 人権行政の推進は、教育、相談、交流の3つの核があります。

その上で、例えば、人権相談者やDV相談者が障がい者や外国人の場合、適切に対処できるのでしょうか。

○事務局 それらの相談は、必要に応じて関係課と連携し、対応しています。

○委員 それらの相談は、事前の連絡が必要でしょうか。

○事務局 急な相談であっても、直ちに関係課に連絡し、対応しています。

○委員 評価するためには、件数の推移について考える必要があると思います。

また、No.12では、「子供の人権」で「教職員の人権感覚を高める」と表記している中で、これを高めるには課題が必要と思いますが、どのようにされるのでしょうか。

○事務局 中学校では、今年度は中学校区ごとに研修テーマを決め、それぞれで全教職員が学ぶ機会を設定しています。

また、今年度は、ジェンダーに関してのテーマを多く取り上げ、勉強会をされる学校が多くありました。

○議長 学校の職員も、守口市の一員ということで、守口市人権行政基本方針を確認していただきたいと思います。

○委員 市民は、ホームページやLINEより広報誌を活用されると思います。

広報誌には、法律相談は弁護士など被相談者が表記されていますが、女性の悩み相談や人権相談は表記されていないので、そうした表記があれば、より安心して相談できると思います。

○委員 No.12は、教職員の研修についての表記がありますが、児童生徒の人権意識の醸成と人権教育の充実については表記がありません。

学校では、人権意識の醸成と人権教育の充実についても、計画で目標を掲げ取り組んでいるので、表記していただきたい。

また、今後の方針で「相談件数の増加につなげる」と表記されていますが、人権相談には深刻な相談や虐待の相談等もあり、相談件数の増加だけが目標ではないと思います。

○委員 本審議会の資料は、市民に公開していただきたいと思います。

○委員 No.18「外国人の人権」について、在住外国人とともに暮らしていけるまちづくりは重要なことであると思っています。

具体的施策に「ヘイトスピーチ、許さない！」と表記していますが、ヘイトスピ

一チは必ずしも外国人に対してだけではないと思っており、そのことを認識しつつ啓発することが望ましいと思います。

○委員 同和問題に関連する本人通知制度については、市民講座の際に案内されていますか。

また、大阪府のパートナーシップ制度の周知は、どのようにしていますか。

○事務局 本人通知制度は、研修等での周知のほか、市民講座等でも機会があればできる限り啓発しているところです。

また、パートナーシップ制度は、大阪府が作成したポスターを啓発コーナーに掲示するなどして市民に対して啓発を行っています。

○議長 人権課題の「具体的な施策、内容」と「施策の具体的実施状況・予定と課題等」の表記について開きがあり、全ての実績を示すことができていない項目がありました。

来年度は、これについて改善していただきたいと思います。

9 その他

○議長 事務局から何かありますか。

○事務局 本市では、男女共同参画社会の更なる発展に向け、市として性の多様性に関する基本理念を明確化するため、「守口市男女共同参画推進条例」の一部改正を進めており、令和3年12月3日に守口市男女共同参画審議会に諮問し、ご意見・ご審議いただいたところです。

今後は、令和4年1月11日に開催予定の第2回守口市男女共同参画審議会で答申案をお諮りいただく予定です。

なお、本条例の改正案は令和4年2月議会に提出を予定しています。

また、今回の本審議会の各委員の皆様からのご意見につきましては、速やかに行政内部で集約し、今後の守口市の人権行政に可能な限り反映していきたいと考えています。

そして、来年度も、本審議会を開催し、ご意見を頂戴したいと考えています。

○議長 何かご質問、ご意見等ありますか。

(意見なし)

本日は、各委員から様々な意見をいただきました。

その意見につきましては、ただいま事務局から、速やかに行政内部で集約し、今後の守口市の人権行政に可能な限り反映していただけると説明がありました。

それでは、最後になりますが、また来年度も引き続き、すべての行政分野における人権施策の指針となる「守口市人権行政基本方針」に基づき、「すべての人の人権が尊重され、安全で安心して暮らせるまち守口の実現に向けた人権尊重の視点に

立った行政運営」に取り組んでいただきたいと思います。

案件につきましては、以上とさせていただきます。

それでは、長時間ありがとうございました。

これをもちまして、第1回守口市人権尊重のまちづくり審議会を閉会いたします。